

令和7年度 京都らしい地域農業の 確立を目指して!!

～京都府の水田農業の現状～ 1

I 京都府農業再生協議会の取組

- 京都府水田農業振興基本方針..... 2～4
- 令和7年度 京都府水田農業推進計画..... 5～12
- 令和7年産の作付方針について 13～14
- 地域計画について 15～16
- 新規就農者等への支援..... 17
- 農地中間管理事業..... 18
- 京都府農林水産業人材確保育成戦略の策定について 19
- 集落連携100ha農場づくり事業 20～21
- (参考) 令和7年度 京都府水田農業関連補助事業の紹介..... 22～24

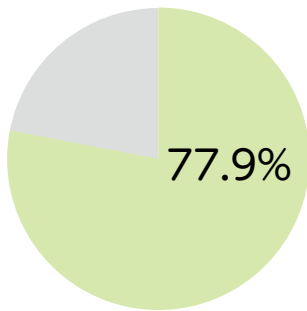
II 国の水田農業関連施策の紹介

- 経営所得安定対策等
 - 1 経営所得安定対策等の概要 25～26
 - 2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 27～29
 - 3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） 30
 - 4 認定農業者・集落営農への支援 31
 - 5 水田活用の直接支払交付金 32～33
 - 6 令和7年度 産地交付金（府設定分）の基本方針 34
 - 7 令和7年度 産地交付金（府設定分）の概要 35
 - 8 令和7年度 水田活用の直接支払交付金 組み合わせ（試算）図 36
 - 9 経営所得安定対策関連交付金の交付スケジュール等 37
- 加工用米及び新規需要米の取組に係る手続き変更について 38～39
- 施設園芸セーフティネット構築事業..... 40
- 日本型直接支払制度..... 41
- 京のむらづくり推進事業..... 42
- 農地耕作条件改善事業..... 43
- 農業保険 44～45
- 京都府みどりの食料システム基本計画と京都府みどり認定（概要） 46

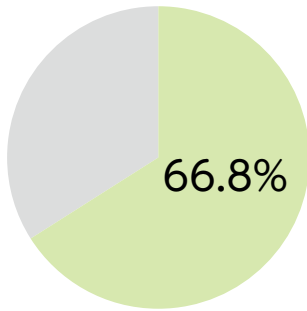
～京都府の水田農業の現状～

農地に占める水田の割合

京都府

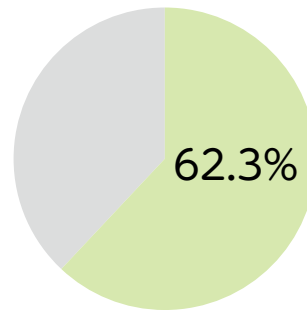


都府県平均

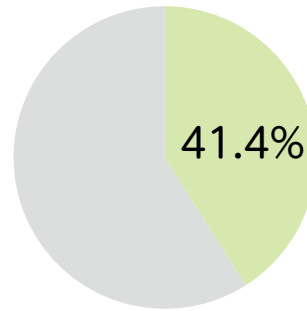


水田面積に占める中山間地域の割合

京都府



都府県平均

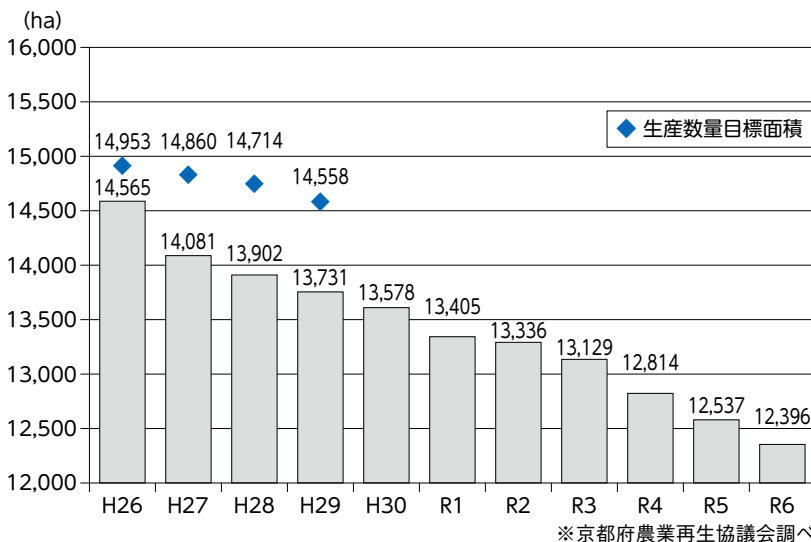


※農林業センサス及び耕地及び作付面積統計

※中山間地は農業類型地域区分における中間農業地域と山間農業地域を合計した面積

京都府は水田率が8割で、その6割が中山間地域

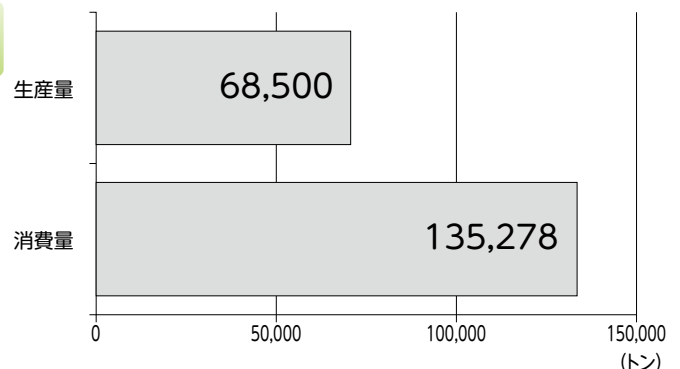
京都府の主食用米作付面積の推移



令和6年産の主食用米の作付実績は、昨年から141ha(1.1%)減少しており、WCS用稲等の新規需要米等、需要のある品目への作付転換や遊休農地化が進んでいる状況です。

府内の米の生産量と消費量

京都府は、府内の米消費量の約半分しか生産できていない消費県です。



生産量:R6農水省統計

消費量:京都府農産課推計

(府推計人口(2,521,262人)×1人1年あたり純食料(米)(51.1kg/人・年)×105%(観光入込客+昼間人口増加分))

I 京都府農業再生協議会の取組

京都府水田農業振興基本方針

令和6年12月 策 定
京都府農業再生協議会

1 京都府水田農業の現状と課題

全国の主食用米の需要量は、人口減少や一人あたり消費量の減少に伴い、中長期的には減少傾向にあるが、近年、インバウンド需要の増加などに伴い、中食・外食向け需要を中心にやや回復傾向にあり、全国的に令和6年産の需給状況は、引き締まって推移している。

京都府の主食用米作付面積は、生産者の高齢化や担い手減少などにより、年々減少しているが、全国では、主食用米価格の上昇を受けて増加しており、令和7年産に向けては、主要生産県の生産量増加により、需給が緩む可能性もある。

京都府は、米の消費量に比べて生産量が半分以下となっている消費県であり、府内産米の需要は高いものの、今後、主食用米の需給緩和が進めば、他県から京都府への一層の販売攻勢と米価の下落が懸念される。

京都府農業は、農地に占める水田の割合が約8割と高く、水田が生産基盤の中心となっており、水田面積に占める約6割が中山間地域に位置することから、規模拡大による省力化・低コスト化に課題を抱える地域が多い。

特に水稻を営農の柱とする中北部地域では、農業就業人口の減少と高齢化、集落営農組織の世代交代が進まないなど生産体制が弱体化しつつある。

このような状況の中で、京都府では、主食用米をはじめとして、需給と価格の動向を注視しながら、中長期的な視点を持って、需要に応じた高付加価値の地域特産物などの作付推進を継続し、京都府農業の維持・発展に向けて、水田をフル活用して農業所得が最大となる取組みを進めていく必要がある。

また、作付推進を進める上では、担い手を中心とした農地の利用集積による低コスト生産や多様な担い手が参加する営農体制の構築などが必要である。

さらに、農業を取り巻く状況は、近年、夏期の高温・干ばつなどにより栽培環境の変化が著しく、多くの品目で収量及び品質の低下が生じるなど、これまでの栽培方法では、対応が難しい状況が顕在化してきている。

また、国際情勢の不安定化に伴う肥料、燃油をはじめとする生産資材価格の高騰や労働力不足、最低賃金引き上げによる人件費増加などにより、生産コストの上昇が農業経営の大きな負担となっている。

加えて、環境負荷低減の観点から、環境と調和した農業の持続可能な発展に向けて、輸入原料に過度に依存しない循環型農業の推進が求められている。

2 基本方針

- マーケットインの考え方に基づき、実需者ニーズをふまえ、主食用米をはじめ、地元食品業者と結び付いた府オリジナル酒造原料米、黒大豆・小豆、小麦、京野菜など京都の強みを活かした需要のある品目を推進するとともに、特別栽培農作物など付加価値を高めた農作物生産の取組を進め、水田のフル活用を推進し、農業所得の最大化を図る。
- 近年の気象変動による厳しい環境条件に対して、高温・干ばつなどに対応した栽培技術の確立に加え、高温耐性品種の検証・導入や、堆肥や土壌改良資材の積極的な投入による土づくり、ブロックローテーションによる「水稻－麦－小豆の2年3作体系」の再構築を改めて強化し、環境の変化に強い生産環境を取り戻し、安定した生産量と品質を確保する。
- 省力化や低コスト化に向けて、ロボット技術やICTを活用したスマート農業技術の検証・導入や、府内産飼料作物の生産拡大、府内産有機質肥料の利用促進に向けて、耕畜連携の推進によるコスト低減への取組を強化する。
- 環境と調和した農業の持続可能な発展と農業の成長産業化に向けて、化学肥料や化学農薬の使用を低減する環境にやさしい生産技術の普及・定着及び有機農産物の需要拡大を進める。
- 地域農業を支える担い手と農地利用を明確化した「地域計画」の策定を契機として、集落連携100ha農場づくり事業などによる集落を越えた経営規模の拡大、地域の生産体制の整備や、担い手への農地集積などによる持続可能な地域農業の仕組づくりを推進する。

3 単年度計画の策定と基本方針の見直し

本基本方針を基に単年度計画「京都府水田農業推進計画」を策定し、その実現を図る。

なお、本基本方針については、定期的に各取組の推進状況を確認するとともに、外部環境の変化もふまえて、随時、内容を見直す。

(1) 年間を通じて

府水田農業戦略会議を定期的で開催し、基本方針の推進状況を確認し、地域協議会などへの指導や情報提供を行う。

(2) 毎年12月頃

府農業再生協議会を開催し、当年度の取組状況や外部環境の変化をふまえ、必要に応じて本基本方針の見直しを行うとともに、単年度推進計画を策定する。

4 実践期間

令和7年度～9年度

5 関係機関の推進体制

ア 推進体制の整備

段階	名 称	構成団体
市町村段階	地域水田農業戦略会議	市町村、JA支店、振興局、普及センター、農業委員会等 (実務担当者レベルの会合を定期的開催)
振興局段階	ブロック水田農業戦略会議	地域水田農業戦略会議、JA本店、府振興局農商工連携・推進課等 (京都乙訓は府農産課)(地域水田農業戦略会議の調整機能)
府段階	府水田農業戦略会議	JA京都中央会農業支援課、JA全農京都米穀課、府農業会議、 府経営支援・担い手育成課、府農産課
	JAグループ京都	JA京都中央会、JA全農京都、各JA

イ 各段階での取組

段階	取組内容
市町村段階	・「産地経営構造改革方針」を見直し、「地域計画」に反映 ・需要に基づく生産に向けた農業者への情報提供、作付推進 ・既存の協議会等と連携しながら 地域計画の実現を推進 担い手への農地集積対策や、多様な担い手による農地利用を推進 法人化の推進等の担い手対策についても一体的に取り組む ※ 主な関係機関の役割分担の例 【市町村】 地域水田農業戦略会議の開催よびかけ、地域計画の実現を推進、農業者の実態や作物作付状況の把握、生産振興策の検討、農業者への情報提供等 【JA】 販売、流通対策の検討及び農業者へのこまめな情報提供等 【普及センター】 生産、経営技術の指導や助言、気象条件等の変化に即したこまめな情報提供、農業応援隊の活用等 【府振興局】 府や国の施策、他地域の情報の提供等
振興局段階	・市町村段階へのこまめな情報提供、助言指導 ・作付誘導等の広域な調整(JA本店との調整含む)
府段階	・京都府水田農業振興基本方針・推進計画の策定や府域全体の調整 ・地域の作物作付方針や農業者の営農計画策定の参考となる各種情報を、タイムリーかつ積極的に提供(全国段階の情勢、府段階の方向性及び具体的な需要情報や生産振興策等) ・各地域協議会の取組状況と課題を把握し必要に応じた支援を実施 ・既存の府域協議会等と連携しながら、担い手対策・農地対策についても一体的に取り組む

令和7年度 京都府水田農業推進計画

令和6年12月
京都府農業再生協議会

令和6年12月に策定した京都府水田農業振興基本方針の目指す姿や方向性を具体化するため、各品目の需給の動き、生産目標、重点取組事項を示した令和7年度京都府水田農業推進計画を策定した。

令和7年度において、京都府水田農業の維持、発展に向け、京都府農業再生協議会の構成団体が協力して本計画に定めた事項に取り組む。

1 重点取組事項

(1) 主食用米

オール京都でさらに「品質の高い良食味米づくり」に取り組むとともに、京都府産米のブランドイメージや知名度の向上を目指した取組を強化する。さらに、小規模農家でも安心して米生産が継続できるよう機械の共同利用等による地域ぐるみの効率的な生産体制の強化、スマート技術の導入等により生産の省力化・低コスト化を一層促進する。

(2) 酒造原料米、黒大豆・小豆、小麦

需要の状況を見極めながら、JA全農京都が把握した需要に基づきJAごとに目標値を割当て、掘り起こしも含めて関係機関が連携して作付推進を行うとともに、単収や品質向上に向けた栽培技術対策や安定的な需要を確保するため販売促進を強化する。

(3) WCS用稲、飼料用米、青刈りとうもろこし

輸入飼料の価格が高騰する中で、国内産の需要が高まっており、水田で省力的に生産できる飼料として、耕畜連携による生産・利用拡大を推進するとともに、耕種農家の単収向上を図る。

(4) 京野菜

市場や実需者からの旺盛な需要に応じるために、産地の状況や担い手の経営規模等に応じた適切な品目を提案し、産地の広域化や出荷・調製作業の集約化等を通じて、多様な担い手の育成・確保、高品質・安定生産に取り組む。

2 需要に応じた作物の生産(農業者所得の最大化に向けて)

(1) 品目別の需給の動き

(令和6年11月時点)

※ 需要サイドの動きはJA全農京都が把握(WCS用稲、飼料用米、野菜は京都府が把握)

品目	動向	
	需要サイド	生産サイド
主食用米	全国段階の需要量は、中長期的に毎年1～2%減少しています。	
	府段階での作付実績は、年々減少。 令和6年産府内作況指数は、104「やや良」。(令和6年10月25日時点)	
	家庭用 うるち	需要は、産地品種などによって動向が異なります。
	中食・ 外食用 うるち	需要は回復傾向です。 安定した供給が求められています。
	もち	需要は横ばいです。
祝	需要は回復しています。 京都府オリジナルの酒造好適米として、京都府内の酒造メーカーのみに出荷され、特徴あるお酒に使用されています。 一時的に需要が減少していましたが、国内での消費喚起、海外への販路拡大等により需要は回復傾向にあります。	作付面積を維持する必要があります。 京都府オリジナルの品種で、価格と販路が安定するメリットがあります。 需要の回復に伴い、確実な面積・生産量確保が望まれています。
五百万石	需要は回復しています。 一時的に需要が減少していましたが、国内での消費喚起、海外への販路拡大等により需要は回復傾向にあります。 酒造メーカーは気象災害リスクを分散するため府外からも入荷していますが、需要の回復に伴い、府内産の生産要望は増加しています。	作付面積を拡大する必要があります。 作付面積の減少が課題です。 需要の回復に伴い、増産が求められています。 酒造組合が府・JAグループに生産を働きかけています。
京の輝き (加工用米)	需要は横ばいです。 京都オリジナル品種として京都の酒造業界と共同で開発した品種で、日本酒の材料となっています。商品に品種名を表示するメーカーも増えています。	生産を維持する必要があります。 加工用米の枠で流通しており、確実な面積・生産量確保が望まれています。

品目	動向	
	需要サイド	生産サイド
WCS用稲 青刈り とうもろこし	需要は徐々に拡大しています。 府内の酪農家や肉用牛農家へ供給されています。	生産を増やす必要があります。 耕畜連携により作付面積を拡大する必要があります。収穫には専用の機械が必要なため、収穫機を所有するJA、受託組織との調整が必要です。
飼料用米	需要は徐々に拡大しています。 配合飼料価格が高止まりの状況にあり、府内の畜産農家の需要が拡大する状況となっています。	生産を増やす必要があります。 耕畜連携により作付面積を拡大するとともに、流通価格が安価なため、単収をしっかりと確保して国の「水田活用の直接支払交付金」を最大限活用することが重要です。
黒大豆	需要は大きいです。 京都の老舗和菓子屋等で使用されていますが、京都府産の供給が不安定なため、他地域産への需要の置き換えが心配されます。 特に加工用・業務用の需要があります。	生産が不足しています。 近年、作付面積の減少や低単収の影響で、大きく需要に満たない状態が続いています。 コンバイン機械化収穫体系の試験結果を踏まえ、導入を推進する必要があります。
小豆	需要は回復しています。 京都の老舗和菓子屋等で使用されており、コロナ後の行動変容により一時的に需要が減少していましたが、現在は需要が回復傾向にあります。	生産が充足しています。 近年は高温・干ばつにより生産量が低迷しており、作付拡大が求められています。 また、品質低下がみられるため、品質の向上が求められています。
小麦	需要は大きく伸びています。 「京小麦」として知名度が向上しており、パン・麺用途を中心に新規取扱店や取扱メニューが増加するなど、需要は拡大しています。	生産が不足しています。 実需者の要望を受け、平成30年産から「せときらら」に全面切り替えています。 需要が大きく伸びている中、湿害等により単収が低く、恒常的に生産量が不足しています。
ビール麦	需要は伸びています。 全量がキリンビールとの契約栽培です。 契約数量が増加し、生産量の確保と品質の安定が求められています。	生産が充足しています。 亀岡市のみで作付けされており、現状の生産面積で生産量を確保する事が必要です。また、小粒化などの品質低下がみられるため、品質と契約数量の確保が求められています。
野菜	需要は大きいです。 府内だけでなく、近畿や首都圏等の食品関連企業から、府内産野菜に対する需要があります。	生産が不足しています。 野菜全体の産出額は増えていますが、供給以上の需要があり、対応できていない状況です。

(2) 品目別の生産振興上の課題認識と対応方向

品目	課題	対応方向
主食用米	○京都府の強みを活かした米生産・販売展開を進めるため、京都府産米の品質向上、知名度向上、高付加価値化に向けた対策の強化と水稻経営が継続できる生産体制の整備が必要である。 ○近年の夏期の高温等により、白未熟粒の発生が広く見られるほか、胴割粒の発生、粒の充実不足、虫害の多発(カメムシ類の増加)などにより、一等米比率の低下や収量減少が大きく、対策が求められている。	<生産・品質向上対策> ○近年の高温などの気象条件の変化に対応するための技術対策の強化 ・生育に応じた穂肥等の施肥管理 ・登熟期のかけ流しや飽水管理 ・肥料の実証試験 ・堆肥や緑肥を利用した土づくり 等 ○高温耐性品種の作付推進 (京都府による調査結果及び産地の実証結果等により、京都府において推奨すべきと判断した場合) ○「京式部」は、府統一の生産者部会を立ち上げ、京都市京北地域以北及び現地実証で栽培適性が確認された地域において、独自の統一栽培基準に基づく生産を拡大 ○良食味生産に向けた技術研修、食味評価会を開催 <付加価値・知名度向上と消費拡大> ○一等米比率向上や「特A」産地の継続 ○高品質良食味米を対象としたコンテストの開催 ○「京式部」のブランド化・販路拡大、京都府産米の京都府産農林水産物を提供する店等への販売促進 <地域ぐるみの効率的な生産体制の強化と省力・低コスト生産の推進> ○集落営農組織及び農業法人等への共同利用機械の導入支援、スマート技術導入
酒造好適米 (祝、五百万石)	○米の数量目標配分が廃止され、農家にとって作付するメリット感(転作作物としての優位性)が減少した。 ○コロナ禍など情勢の変化による需要の減少に対応するため、京都府産原料の日本酒の輸出を強化するなど、安定的な需要を確保する必要がある。 ○十分な単収が確保できていない地域を中心に作付面積が減少しているため、単収向上に向けた技術対策の確立が必要である。	○近年の高温などの気象条件の変化に対応するための技術対策の強化 ・生育に応じた穂肥等の施肥管理 ・登熟期のかけ流しや飽水管理 ・肥料の実証試験 ・堆肥や緑肥を利用した土づくり 等 ○研修会、互見会を実施するなど、単収・品質向上に向けた取組の強化 ○府内の酒造メーカーと連携した日本国内での「京の酒」の消費喚起イベントの実施 ○「京の酒」の海外輸出拡大を推進

品目	課題	対応方向
加工用米	○主食用米の長期的な需給状況と価格が不透明な中で、継続的な需要が見込める加工用米は、国の戦略作物助成と産地交付金の支援により、安定した農家所得を確保している状況にあり、引き続き、水田農業の重要な品目として、生産維持を図る必要がある。 ○主食用米と同様に、夏期の高温等により、品質低下や収量減少が大きく、栽培環境の変化に合わせた栽培技術対策が求められている。	<京の輝き> ○近年の高温などの気象条件の変化に対応するための技術対策の強化 ・生育に応じた穂肥等の施肥管理 ・登熟期のかけ流しや飽水管理 ・肥料の実証試験 ・堆肥や緑肥を利用した土づくり 等 ○研修会、互見会を実施するなど、単収・品質向上に向けた取組の強化 ○加工用米の契約数量を充足した上で、契約数量を超えて生産された数量について、主食用米「京の輝き」として、販売先を限定した出荷を検討 ○中生品種の特徴を活かした産地の労力分散や主食用途などの新たな活用方法を検討 <その他品種> ○需要のある加工用米の取組を産地交付金等で支援 ○府内の新たな食品業界との取組を推進
WCS用稲 飼料用米 青刈りとうもろこし	○輸入飼料の価格が高騰する中で、国内産飼料の需要が高まっており、水田で生産できる良質な飼料として、耕種農家・畜産農家の双方にメリットがあり、生産・利用の拡大が必要である。 ○飼料用米について、国は、一般品種から多収品種の栽培体系への転換を推進しており、令和6年産から一般品種への支援水準が段階的に減額されるため、多収品種への転換を進めていく必要がある。	○南丹・中丹地域を中心に、耕畜連携による作付面積を拡大 ○丹後・山城地域では、地域間に加え府域間の耕畜連携について検討 ○堆肥の運搬・散布等に係る利用コスト削減のため、耕種農家が散布可能なペレット堆肥製造および飼料作物との2way輸送を推進するなど、堆肥の利用拡大や土づくりによる単収増加につなげる <WCS用稲> ○研修会を開催するなど品質向上に向けた取組を強化 <飼料用米> ○単収向上に向けた取組を強化し、水田活用直接支払交付金を最大化 ○多収品種への転換を推進 <青刈りとうもろこし> ○排水対策の徹底により、単収・品質を向上

品目	課題	対応方向
黒大豆 小豆	○作柄が気象条件の影響を受けやすいため、年次変動が大きく、排水対策や雑草対策が不十分な地域では単収が低いことから、栽培技術対策や諸対策を講じ需要に応じた生産を推進する必要がある。 ○黒大豆・小豆ともに、近年、夏期の高温・少雨等により、収量減少が著しいため、単収向上に向けて、これまでの栽培方法の見直しやブロックローテーションによる2年3作体系の再構築、土づくりなど気象変動に強い栽培環境づくりなどの対策を講じる必要がある。 ○小豆は、高齢化に伴い小規模生産者は減少しているが、機械化体系の導入により集団栽培の面積は増加し、作付面積は横ばいの状況にあるため、引き続き集団栽培面積の維持・継続に向けた取組が必要である。	○近年の高温などの気象条件の変化に対応するための技術対策の強化 ・堆肥や土壌改良資材の積極的な投入による土づくり ・ブロックローテーションによる2年3作系の再構築 ・灌水や適期防除等の栽培管理 等 ○FOEASの導入等、排水対策や雑草対策などの生産技術の徹底により、単収・品質を向上 <黒大豆> ○「簡易選別出荷による省力化栽培」および「乾燥・脱粒作業の受託体制づくり」を推進 ○省力化および生産拡大を図るとともに、加工用・業務用需要に応えるため、南丹地域を中心に、機械化体系の導入を推進 <小豆> ○集落営農組織を中心に、定着が進んでいる機械化体系による省力栽培を維持しながら、雑穀商と連携した無選別出荷などの事前契約栽培を推進
麦	○需要量は年々増加しているが、排水対策や肥培管理が不十分であるため単収が低く、需要を満たせていない状況であることから単収向上、面積拡大が必要である。 ○実需者が求める品質を確保するため、引き続き、品質の向上に向けた栽培技術の徹底や実需者と生産者の交流を進める必要がある。	○実需者が求める品質と収量を確保するための技術対策の強化 ・開花時期の追肥 ・適切な施肥量の確保 ・FOEASの導入などの排水対策の徹底 ・適期防除の励行 ○特に南丹以北の地域で、ブロックローテーションによる水稻-麦-小豆の2年3作体系の再構築を進め、生産性と所得を向上 ○肥料試験等による省力化技術の開発 ○実需者と生産者の交流を継続
野菜	○高齢化や農業従事者の減少等により京野菜等産地の生産力が低下しており、市場や実需者からのニーズに対して生産量が不足している状況にあるため、需要に応じ得る生産体制の確立が必要である。	○パイプハウスの導入や出荷調製作業の分業化による京野菜の生産の拡大・安定化を推進 ○提案型のチーム活動により、京野菜や加工用原料野菜など実需者ニーズに応じた新規品目を提案し、栽培技術の実証・導入や実需者からの大口発注に確実に対応するための省力化機械・施設の整備を推進

(3) 令和6年度の取組状況と令和7年度の見通し

《考え方》

- ▷「水稲(主食用)」は、地域の実態や作付意向を重視しつつ、不作付地を増やさないため、現状の作付規模を維持する方向で取組む。需要先との結びつき拡大を支援するとともに、用途別の需要トレンドをふまえた生産を推進する。
- ▷「主食用以外の水稲(加工用米、米粉用米、WCS用稲、飼料用米、新市場開拓用米)」や「水稲以外の特産物」は、需要先との結びつきやマーケットニーズに応じて、品目の組み合わせにより生産を拡大する。

品目(用途)	令和6年度(ha) 【実績(速報値)】	方向性 →	令和7年度(ha) 【目標】	増減 (R7-R6)
水稲	13,256	→	13,283	27
水稲(主食用)	12,396 ①	→	12,396	0
うち米	11,900	→	11,874	▲26
京式部	131 ④	→	200	69
もち米	287	→	287	0
酒造好適米	209	→	235	26
祝	121 ②	→	121 ★	0
五百万石	49 ②	→	75 ★	26
その他	39 (R5)	→	39	0
水稲(非主食用)	860	→	887	27
加工用米	530 ③	→	530	0
京の輝き	417 ②	→	417 ★	0
米粉用米	12 ③	→	12	0
WCS用稲	178 ③	→	180	2
飼料用米	119 ③	→	140	21
新市場開拓用米	21 ③	→	25	4
水稲以外	2,017	→	2,172	155
麦	265 ②	→	291 ★	26
小麦	186 ②	→	198 ★	12
大豆	295 ④	→	312	17
黒大豆	195 ④	→	210 ☆	15
小豆	361 ④	→	384 ☆	23
青刈りとうもろこし	6 ①	→	20	14
そば	140 ③	→	140	0
野菜	950 ①	→	1,025	75
畑地化	37 ⑤		37	0
裏作分調整	▲65		▲247	
合 計(※)	15,245 ①	→	15,245	0

※麦、大豆、小豆等は裏作の面積も含むため、裏作分は合計面積から控除する。そのため、地域農業再生協議会が把握した面積と異なる場合がある。

〈数値の出典〉① 近畿農政局調べ(地域協働を積上げ) ② JA全農京都調べ ③ 農水省公表値(計画認定面積) ④ 農産課調べ ⑤ 畑地化支援により畑地化した農地(地域協働調べ)
★ JA全農京都が把握した需要量に基づく値 ☆ JA全農京都の需要量をふまえた値

3 担い手の確保・育成、農地対策

(1) 重点取組事項

ア 担い手の確保・育成対策

- ・「京都農人材育成センター(京都府農業経営・就農支援センター)」が、農業・林業・水産業を横断し、京都府農林水産業の人材確保・育成の司令塔として、令和7年度創設予定の「農林水産業人材育成センター(仮称)」と連携し、農業への誘導、相談・体験、実践研修、就農・就業、経営発展まで一貫サポートを行うとともに、6次産業化、輸出促進等新たなビジネス展開など、農業経営体に寄り添った支援を実践する。
- ・「集落連携100ha農場づくり^{*}」に取り組む地域の支援と、新たな取組地域を掘り起こす。

※複数集落での広域的な農地利用による水稻の低コスト化と高収益作物への転換を図るとともに農地管理の外部委託を行う。

イ 農地対策

- ・将来の農業や農地利用を明確化する「地域計画」の実現を推進し、担い手への農地の集積・集約化により、農作業の合理化や規模拡大に加え、多様な担い手による農地利用により遊休農地の発生防止・解消を促進する。
- ・農業会議の現地推進役との連携のもと、農業委員会による農地利用の最適化に向けた取組をサポートする。

(2) 担い手・農地対策の目標

	R2年度 実績	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績	R6年度 目標	R7年度 目標
認定農業者数(経営体)	1,368	1,462	1,431	1,498	1,684	1,757
農業法人数(法人)	387	398	424	430	447	457
新規就農・就業者数(人/年)	162	164	123	138	160	160
担い手への農地集積面積(ha/年) (農地中間管理事業)	381.9	372.2	474.7	945.0	累計 15,800	累計 15,800

令和7年産水稻等の作付方針について

令和6年12月
京都府農業再生協議会

主食用米

高品質な米づくりと、需要と結びついた生産を推進します。

<現状と課題>

- 全国では、近年続いている消費量の減少やコロナ禍の影響により需給緩和が続いていましたが、令和6年産で需要に応じた生産に取り組んだ結果、令和7年産に向けては需給が引き締まる見通しです。
- しかし、需要量は中長期的には減少しており、主要生産県の増産により、消費県である京都府への販売攻勢が懸念されることから、需要としっかり結びついた生産が必要です。



高温などの気象条件の変化に対応するため、地域の気象や立地条件等に応じた栽培技術や品種の作付を推進します。

高齢化や担い手不足が進む中で米生産を継続するため、機械の共同利用による地域の効率的な生産体制の強化を図ります。

酒造原料米

「祝」「五百万石」「京の輝き」は、酒造メーカーが求める生産量、品質を確保します。

<現状と課題>

- コロナ禍の影響により日本酒の販売が減少し、原料となる酒米の需要が一時的に減少していましたが、京都産酒造原料米の需要は回復傾向にあります。
- 府内の酒米産地と酒造メーカーが一体となり、「京の米で京の酒を」を合い言葉に、京都オリジナル品種「祝」「京の輝き」原料の「京の酒」のブランド化を進めてきており、引き続き、需要に応じた確実な生産が必要です。



府内全域で土づくりの推進や研修会の充実等、単収・品質向上に向けた技術対策の強化を進めます。

作期分散による適期作業や機械の効率的利用の推進により生産体制の強化を図ります。

WCS用稲・飼料用米・青刈りとうもろこし

耕畜連携による生産拡大と、単収・品質向上を図ります。

<現状と課題>

- 輸入粗飼料や配合飼料の価格が高騰する中、府内畜産農家において国内産飼料の需要が高まっています。
- 地域を越えた耕畜連携、専用機械の整備、単収・品質向上が必要です。



南丹・中丹地域を中心に、耕畜連携による作付面積の拡大を図るとともに、丹後・山城地域で地域間に加え、府域間での耕畜連携の検討を進めます。

堆肥の利用コスト削減のため、耕種農家が利用・保管しやすいペレット加工や飼料作物との2way輸送を推進するとともに、土づくりによる単収増加につなげます。

地域計画について

法改正に伴い、これまでの「京力農場プラン(人・農地プラン)」が法定化され、市町村が策定する「地域計画」に変わりました。

府内では、農地が少ない大山崎町を除き、25市町村において昨年度中に地域計画が策定されています。

(1) 地域計画とは

地域の関係者が一体となった話し合いにより

- 当該地域の農業の将来の在り方
- 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- その他、農地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項を決めていただき、地域が目指す姿を明確にさせていただくものです。

(2) 地域計画の見直し

地域計画は作成して終わりではなく、定期的に(年1回程度)見直すことになっています。

地域での農地の貸借や担い手の状況も変わります。その状況を踏まえて地域の将来展望が描けるよう見直しましょう。

(3) 地域計画と関連する農地の権利設定について

地域計画の法定化に併せて、農地の権利設定方法が変更されています。

これまでの相対で行っていた貸借が、農地中間管理機構を経由した貸借に変わります。

詳細は18ページをご確認ください。

(4) 地域計画の実現に向けて

市町村で策定された地域計画の実現に向け、府では、関係機関と連携し、集落連携100ha農場づくり事業や農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業など、多様な施策を活用して、各地域の地域計画の実現に向けた支援を行います。

集落連携100ha農場づくり事業の詳細は20ページをご覧ください。

農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業の詳細は42ページをご覧ください。

(5) 地域計画に関連する補助事業等について

○京都府

府が実施する補助事業については、地域計画への位置付けを要件化、または、優先的に採択します。詳細は16ページをご覧ください。

○国庫

- ・新規就農者育成総合対策のうち、経営開始資金、経営発展支援事業
- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・機構集積協力金のうち、地域集積協力金・集約化奨励金
- ・中山間直接支払い交付金 など。

なお、国庫事業の実施に当たっては、要件化など、地域計画と関連付けられていますので、詳しくは事業担当課にご確認ください。

また、就農関連の事業については、17ページをご確認ください。

地域計画に関連する府補助事業

	事業名	事業概要	事業における地域計画の取扱い(7年度以降)
1	農企業者 経営力強化事業	事業概要は、 府ホームページ参照	(事業主体の要件) 地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置 付けられている者 ※その他要件あり
2	農業経営 チャレンジ支援事業 (担い手養成実践農場)	事業概要は、 府ホームページ参照	(市町村モデル地区タイプの要件) 事業主体の要件として、地域計画の「地域内の農 業を担う者一覧」に位置付けられている者 ※その他要件あり
3	集落連携100ha 農場づくり事業	事業概要は、 21ページ参照	(地区指定要件) 地域計画が策定されている地域 (事業主体の要件) 対象者は、地域計画の「地域内の農業を担う者一 覧」に位置付けられている者 ※その他要件あり

所管課・担当係:経営支援・担い手育成課 新規就業・地域営農推進係

	事業名	事業概要	事業における地域計画の取扱い(7年度以降)
4	「京の米」生産 イノベーション事業	事業概要は、 22ページ参照	地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置 付けられている者を優先に採択 ※その他要件あり
5	京の地域特産物応援事業	事業概要は、 23ページ参照	地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置 付けられている者を優先に採択 ※その他要件あり

所管課・担当係:農産課 京の米・豆・保険係

	事業名	事業概要	事業における地域計画の取扱い(7年度以降)
6	ICT施設園芸モデル 整備事業	事業概要は、 府ホームページ参照	(事業主体の要件) 実施主体は認定農業者かつ地域計画の「地域内の 農業を担う者一覧」に位置付けられている者 ※その他要件あり
7	京野菜生産加速化事業	事業概要は、 24ページ参照	地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置 付けられている者を優先に採択 ※その他要件あり
8	京野菜産地 基盤づくり事業	事業概要は、 24ページ参照	地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置 付けられている者を優先に採択 ※その他要件あり

所管課・担当係:農産課 京野菜振興係

	事業名	事業概要	事業における地域計画の取扱い(7年度以降)
9	スマート農林水産業 実装チャレンジ事業	事業概要は、 23ページ参照	(事業主体の要件) 地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置 付けられている者 ※その他要件あり

所管課・担当係:流通・ブランド戦略課 フードテック・研究推進係

新規就農者等への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに雇用したいとお考えの皆さんを支援します。

経営開始資金

**新たに経営を開始する者に対して
資金を助成します。**

◎対象者

経営開始時に49歳以下の認定
新規就農者

◎支援額

12.5万円/月(150万円/年)
最長3年間

※新規参入者又は親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち、新規作物の導入等リスクのある取組を行うと市町村に認められる者であること。

※前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が原則600万円以下であること。

就農準備資金

**研修期間中の研修生に対して
資金を助成します。**

◎対象者

就農予定時に49歳以下の
研修期間中の研修生

◎支援額

12.5万円/月(150万円/年)
最長2年間

※研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること(親元就農者は、就農後5年以内に経営継承する又は独立・自営就農すること)。

※前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が原則600万円以下であること。

※就農に関するポータルサイトに研修計画等を登録している研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること。

雇用就農資金

**49歳以下の就農希望者を新たに雇用する
農業法人等に対して資金を助成します。**

◎対象者

雇用元の農業法人等、雇用して
技術を習得させる機関

◎支援額

60万円/年、最長4年間

- ・新規雇用就農者の増加分が支援対象
- ・多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間15万円加算
- ・上記支援のほか、農の雇用事業で実施していた「新法人設立支援タイプ」、「次世代経営者育成タイプ」は、これまでと同様の内容で実施

※既に農の雇用事業の支援対象となった雇用就農者は除く。

※新たに雇用した者に対する研修計画を定めていること。

※就農に関するポータルサイトに研修計画等を登録していること。

※過去に事業の支援対象となった雇用就農者の定着率が1/2以上であること。

経営発展支援事業

**新規就農者に対する経営発展の
ための機械・施設等の導入を
親元就農も含めて支援します。**

◎対象者

就農時の年齢が49歳以下の
認定新規就農者

◎助成

補助上限額 1,000万円
補助率 3/4以内

※令和6年度以降に経営を開始する者が対象。

※経営開始資金の交付対象者は補助上限額500万円。

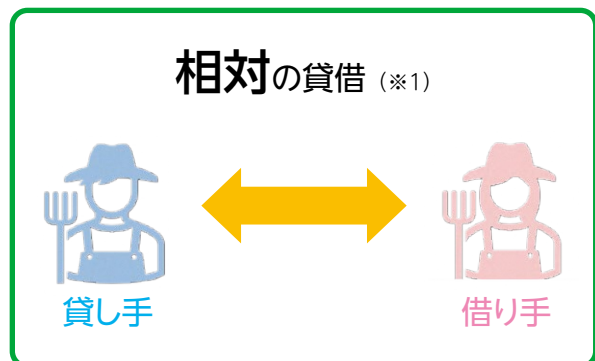
※夫婦型の場合は補助上限額×1.5倍。

※新規就農者は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する農業経営を発展させる計画(売上1割増等)であると市町村に認められる者であること。

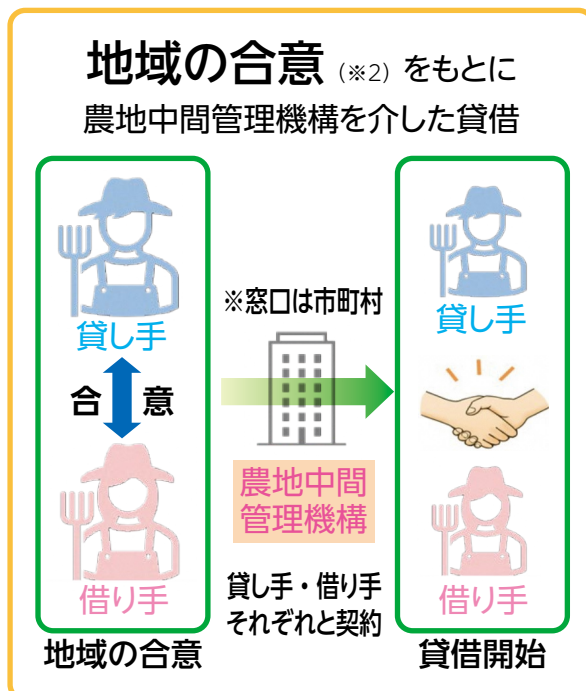
※予算に限りがあるため、要望状況によっては補助率が下がる場合があります。

農地の貸し借りは、令和7年4月から、地域の合意をもとにした貸借に変わります!

〈これまで〉

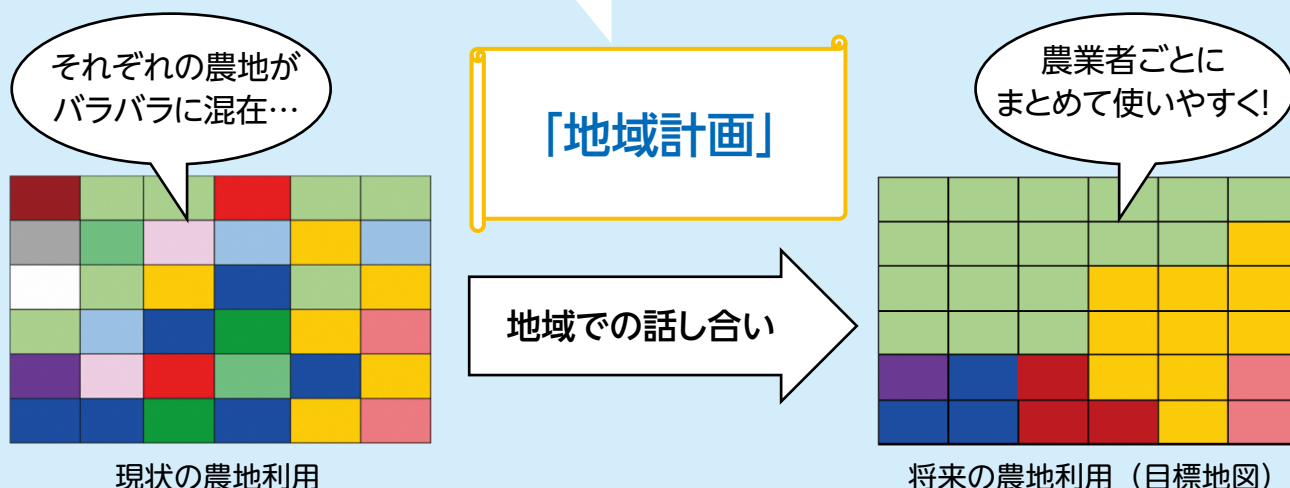


〈令和7年4月以降〉



※1 市町村が作成する農用地利用集積計画による貸借

※2 地域の合意：地域の話し合いにより、市町村が策定する「地域計画」において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、目標地図に沿った貸借。地図は随時更新が可能。



農地の貸し借りは、地域の合意により作成される「目標地図」の実現に向け、知事が指定する農地中間管理機構(京都府農業会議)を介した方法に変わります!

- ・ 農地の貸し借りのご相談は、これまでどおり、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで
- ・ 農地中間管理事業についてのご相談は、市町村農政担当課、京都府農業会議まで

「京都府農林水産業人材確保育成戦略」を策定しました

京都府における農林水産業の人材確保・育成に関する施策を効果的に推進するため、「京都府農林水産業人材確保育成戦略」を令和7年3月に策定しました。

目的及び計画期間

農林水産業・農山漁村を支える担い手の減少・高齢化が深刻化する中、魅力ある京都府農林水産業の実現に向けて、今後の育成すべき担い手像を明らかにするとともに、産学公民の多様な主体と連携した推進体制を整備し、分野を横断した効果的な人材確保・育成施策を推進することにより、農林水産業の成長産業化と農山漁村の維持・活性化を図ります。

＜ 計画期間 ＞令和7年度から令和11年度まで

育成すべき担い手像

- 農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材
 - ・生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる高度経営人材
 - ・環境変化に対応し、最先端技術を積極的に取り入れ、生産効率を向上できる高度技術人材
- 半農半Xなど様々な形で農林水産業に関わり、農山漁村を支える多様な人材
- 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現できる人材

推進体制の整備

- 農林水産業人材育成センター(仮称)の創設
農業、林業、水産業の分野を横断的に、京都府農林水産業への誘導から、相談、研修、就業、経営発展までを一貫してサポートする人材確保・育成の司令塔として創設します。
- 農林水産業人材育成ネットワーク(仮称)の構築
農林水産業関係団体や大学、民間企業や民間研究機関、市町村、NPO法人など多様な主体との連携によるネットワークを構築し、農林水産業人材育成センターの指揮の下、個々のネットワーク参画主体と連携して育成すべき担い手それぞれのニーズに寄り添った支援を実施します。

育成すべき担い手に寄り添った支援

農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材	・経営者として独立・自営就業を行う人材などに対して、企業や関係団体、大学等と連携し、経営やマーケティングなど経営力向上に向けた研修を実施します。 ・技術者として法人等へ雇用就業する人材などに対して、府農林水産技術センターや民間研究機関、大学の研究部門等と連携し、最先端の知識・技術の習得を支援します。
様々な形で農林水産業に関わり、農山漁村を支える多様な人材	・移住関係機関・団体や京都ジョブパーク等と連携し、半農半X志向者や定年帰農者等を対象に就業支援等のPRや基礎講座等を実施し、農林水産業へ誘導します。
自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現できる人材	・京都府生涯現役クリエイティブセンター等と連携し、女性、子育て世代、障害者等を対象にリカレント教育や農福連携の取組支援を実施し、農林水産業へ誘導します。

集落連携100ha農場づくり事業

広域的な営農体制の構築を進めるとともに、農地管理の外部委託を行い、持続可能な地域農業を創出します！

集落営農をとりまく現状

経営が苦しい…

草刈りが大変…

そこで！

集落連携100ha農場づくり事業では…

複数集落を組織化し、大規模営農の計画を策定！

草刈りを外部に分離・委託！

事業を通じて…

複数年度にわたって、様々なメニューを組み合わせる支援を行い、地域全体として広域営農や農地管理の分離等の取組を応援します！

集落連携100ha農場づくり事業将来イメージ

広域集落営農法人設立を目指すケース

現状・問題点

- ① 農作業従事者の高齢化
○歳以上△%
 - ② 米価の低迷
水稻単一栽培の限界
 - ③ 農地管理の負担増
規模拡大の阻害要因
 - ④ 鳥獣被害(シカ、イノシシ)
→農業意欲の減退
- 限界点の直前
地域農業を守るため営農組織設立を進めるしかない

計画策定
支援事業

集会(話し合い)
地域データ収集

「革新計画」作成
広域営農計画

新規作物導入
推進事業

試験栽培
土地利用型野菜の導入

農地集積の推進・機械整備
広域集落営農法人設立

収益力強化
整備事業

ミニライスセンター施設整備
紫ずきん出荷調整場施設整備

1年目

2年目

3年目

合意の場づくり支援
営農計画づくり支援
試験栽培助言
法人設立支援
大規模栽培指導・助言
施設整備・運営の指導助言

将来目標

- ① 所得の向上
 - ・園芸品目の導入
 - ・地元雇用による出荷調整
 - ② 水稻の省力低コスト化
 - ・スマート農業機械導入
 - ・草刈等の外部委託
 - ・売れるコメづくり
 - ③ 集落営農展開
 - ・広域集落営農法人設立
 - ・農地利用集積
 - ・販路開拓
- 野菜の売上
△△△万円増
●農地集積率 △△%

水稻の大規模化と土地利用型野菜の導入による1旧村1農場づくり

そのほかにも…

6次産業化や、農企業との連携等、地域の取組に合わせた支援を実施！



スマート農業機械導入



紫ずきんの機械化栽培



ラジコン草刈り機の導入



ミニRCの整備

☆お問い合わせ… 各市役所・町村役場
京都府山城広域振興局農商工連携・推進課(TEL:0774-21-2392)
京都府南丹広域振興局農商工連携・推進課(TEL:0771-22-0371)
京都府中丹広域振興局農商工連携・推進課(TEL:0773-62-2593)

京都府丹後広域振興局農商工連携・推進課(TEL:0772-62-4315)
京都府経営支援・担い手育成課(TEL:075-414-4942)

まで

集落連携100ha農場づくり事業

事業名	革新計画作成推進事業
事業内容	集落間連携や収益性の高い作物の導入に伴う革新的な営農計画を定める計画書(革新計画書)の策定に向けた取組(集落間の協議等)を支援
要件	地域計画の作成・見直しの実施等
補助対象経費	集落間連携に向けた会議に係る経費、視察経費等
補助対象期間	最大、事業承認年度を含めた2箇年度以内(補助限度額:200千円/地区)

事業名	新規作物導入推進事業
事業内容	収益力強化に資する新規導入作物試験栽培の取組を支援
要件	革新計画書に基づく活動であること、集落間で連携した取組であること等
補助対象経費	試験栽培に係る経費(資材費、機械レンタル代、視察経費等)
補助対象期間	最大3箇年度(補助限度額:400千円/組織等)

事業名	収益力強化整備事業
事業内容	①収益力強化に資する農産物生産用機械・施設等の整備費用を支援 ②省エネ化、省力化に資する機械等の整備費用を支援
要件	革新計画書に基づく活動であること、3箇年度以内に売上高を10%以上増加させることなど
補助対象経費	①農産物生産用機械・施設、農産物集出荷機械・施設、鳥獣害防止施設等 ②省エネ、省力化効果が認められる機械等
補助率	1/2以内
補助対象期間	最大3箇年度(補助限度額:10,000千円/組織等)

事業名	農地管理省力化新技術導入支援事業
事業内容	農地管理(草刈り等)を行う組織が農業者から支援サービスを受託するに当たり、事業を広域かつ効率的に展開するための設備導入を支援
要件	農地管理組織等と農業者との間で概ね50ha以上の農地での支援サービスの受託契約を締結している/確実に締結が見込まれる等
補助対象経費	ラジコン草刈機、農薬散布ドローン等の設備導入に要する委託料、工事請負費、備品購入費
補助率	1/2以内
補助対象期間	最大3箇年度

(参考) 令和7年度 京都府水田農業関連補助事業の紹介

「京の米」ブランド力向上対策事業

「京の米」ベンチャーコンペティション事業(おいしいお米生産対策事業)

地域ぐるみで米の品質向上に取り組むとともに、生産者が切磋琢磨し競い合う場を設けることで、米の食味の向上を図り、より生産者に有利な販路の確保を目指す活動を支援

事業内容	実証ほの設置、技術研修、地域共励会、情報発信費用、米穀商等を含む食味評価会、分析会開催費用等を支援
補助率	1/2以内(補助額上限300千円/実施主体)
補助要件	○本事業を推進する組織の体制が整備されていること ○地域段階での食味評価会を行い、産地評価向上に向けた取組に活用すること
実施主体	地域の米生産に係る協議会等(農業協同組合が構成員となり、主たる事務局)

「京の米」生産イノベーション事業

需要に対応した米の生産販売の高度化に必要な機械・施設等の整備を支援

■ 生産・流通機械、施設導入による受注生産支援

事業内容	質・量の確保や流通の改善、高付加価値化に寄与する機械、設備の整備を支援
補助率	4/10以内(一部1/2以内)
補助要件	○実需者ニーズに応じた米生産を行うこと(特別栽培米、酒米、加工用米、食味値を反映した独自販売、その他具体的なオーダー) ○概ね5ha以上の作業受託または利用権設定による水稻生産を行う計画を有すること等
実施主体	京都府内に主な経営基盤をもつ、3戸以上の農業者等で組織する団体、農地所有適格法人、農業協同組合、認定農業者等

■ 施設の整備による長寿命化支援

事業内容	ライスセンター、貯蔵施設、育苗施設等の点検とそれに基づく機能維持費用を支援
補助率	1/4以内
補助要件	10ha以上又は集落の水稻作付面積の80%以上を耕作・受託する等
実施主体	京都府内に主な経営基盤をもつ、3戸以上の農業者等で組織する団体、農地所有適格法人、農業協同組合、認定農業者等

京の地域特産物応援事業

実需者から強い要望のある小豆、黒大豆、大豆、小麦、そばなどの地域特産物を実需者と結びつけながら生産拡大や品質向上を支援

■ 条件整備事業

事業内容	①対象作物の生産に必要な農業機械の導入を支援 ②対象作物を新たに生産し始めるために必要な資材費等を支援
補助率等	補助率:4/10以内(一部1/2以内) 補助額:②は補助上限額500千円/事業主体又は、補助対象面積上限1haのいずれか小さい方
補助要件	実需者からの具体的なオーダーに基づいた生産の実施 当該作物の生産量増加又は品質向上に資する計画の策定
実施主体	3戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人等

■ 推進事業

事業内容	対象作物の生産に必要な栽培実証活動や、生産拡大に向けた実需者との計画協議等の実施を伴走的に支援
補助率等	定額(補助額上限300千円/事業主体)
補助要件	実需者からの具体的なオーダーに基づいた生産の実施 当該作物の生産量増加又は品質向上に資する計画の策定
実施主体	市町村、農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体等

京都フードテック推進事業

スマート農林水産業実装チャレンジ事業

農作物生産の作業性・生産性を向上し、農作物の産地や農地、集落コミュニティの維持を図るため、スマート技術(機械及び設備)の導入に取り組む生産者を支援

事業内容	ICTやロボット技術を活用した機械・設備の導入に要する費用を支援
補助率	3/10~1/2以内(下限事業費300千円、補助額上限4,000千円/実施主体)
補助要件	(土地利用型作物) 助成対象となる機械・設備を利用する作業を概ね10ha分以上実施しているか、導入後3年以内に10ha以上実施する計画であること等 (その他作物) 京野菜・茶などの地域特産物を概ねハウス10a以上又は露地30a以上生産していること等
実施主体	京都府内に主な経営基盤をもつ、3戸以上の農業者等で組織する団体、市町村、JA全農京都、農業協同組合、農業公社、個別経営体(認定農業者等)

京野菜生産加速化事業

市場ニーズや外食産業・直売所等のニーズに対応するため、安定的な京野菜の生産に必要なパイプハウスの整備や生産拡大に必要な機械等の導入を支援

■ パイプハウス整備事業

事業内容	パイプハウス(附帯施設含む)の整備を支援
補助率	4/10~1/2以内
補助要件	導入するパイプハウスの面積が一定規模以上であること等
実施主体	JA全農京都、農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人(常時従事者5名以上)等

■ 生産・流通改善条件整備事業

事業内容	生産管理用機械、調整用機械等の整備を支援
補助率	4/10~4.5/10以内
補助要件	受益面積が10a以上(ブランド品目)等
実施主体	JA全農京都、農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人(常時従事者5名以上)等

京野菜産地基盤づくり事業

生産者の連携体が行う需要に応じた京野菜等の産地化の取組を促進するため、集出荷加工体制の構築に必要な加工・流通機械等の整備を支援

事業内容	加工・流通機械施設の整備を支援
補助率	4/10~4.5/10以内
補助要件	受益面積が10a以上(ブランド品目)等
実施主体	農業者等又は農業法人2戸以上で構成する連携体

Ⅱ 国の水田農業関連施策の紹介

1 経営所得安定対策等の概要

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営の安定に向けて

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（規模要件はありません）】

【数量払】（令和5年産～7年産まで適用）

交付単価は**品質に応じて増減**

対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け	5,930
	免税事業者向け	6,340
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	5,810
	免税事業者向け	6,160
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	4,850
	免税事業者向け	5,150

対象作物		平均交付単価
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け	8,630
	免税事業者向け	9,160
大豆 (円/60kg)	課税事業者向け	9,430
	免税事業者向け	9,840
てん菜 (円/t)	課税事業者向け	5,070
	免税事業者向け	5,290

対象作物		平均交付単価
でん粉原料用 ばれいしょ(円/t)	課税事業者向け	14,280
	免税事業者向け	15,180
そば (円/45kg)	課税事業者向け	16,720
	免税事業者向け	17,550
なたね (円/60kg)	課税事業者向け	7,710
	免税事業者向け	8,130

【面積払】

当年産の作付面積に基づき交付 **2万円/10a**（そばについては、1.3万円/10a）

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（規模要件はありません）】

- ◇ **米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ**を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、**減収額の9割を補てん**（対策加入者と国が1対3の割合で拠出）

水田活用の直接支払交付金

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a※ ¹
WCS 用稲	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円／10a※ ²

※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種の支援について、令和7年度は標準単価7万円/10a(5.5～8.5万円/10a)。

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。

【産地交付金】

- ◇ 地域が策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援

【畑地化促進事業】

- ◇ 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援

【畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業】

- ◇ 実需者との結び付きの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、生産コストと販売額の差に相当する額が直接交付されます。

(1) 交付対象者

- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）。

(2) 支払方法

- 数量払を基本とし、面積払を先払いとして支払われます。

(3) 数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量（※麦芽原料用麦、黒大豆、種子用を除く）

② 交付単価

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位数量当たりの品質区分に応じた単価で直接交付されます。また、令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれることから、免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要となります。

※ 面積払を受けた方には、その交付額を控除して支払われます。

(4) 面積払

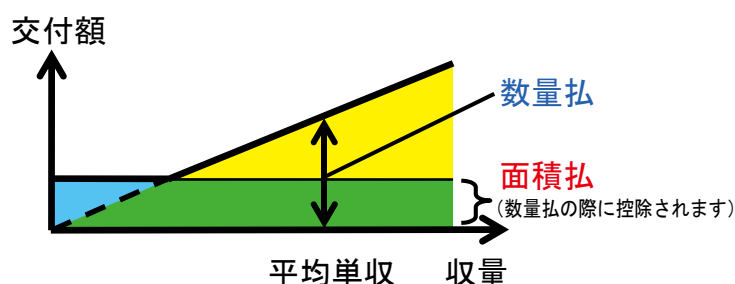
① 交付対象面積

※ 当年産の作付面積に基づき支払われます。

② 交付単価

交付単価 **2.0万円／10a**（そばについては1.3万円/10a）

数量払と面積払の関係



数量払の交付単価 (令和5年産～7年産まで適用)

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減が行われます。

小麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麵用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク:たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク:白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

品質区分 (等級)		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	3等又は 3等相当	品質区分 (等級)		合格又は 合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用:豆腐・油揚げ・しょうゆ・きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

品質区分 (糖度)		← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円	5,070	▲62円
	免税事業者向け単価	+62円	5,290	▲62円

糖度:てん菜の重量に対するしよ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分 (でん粉含有率)		← (+0.1%ごと)	19.6%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円	14,280	▲64円
	免税事業者向け単価	+64円	15,180	▲64円

でん粉含有率:ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

品質区分 (等級)		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級:容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

品質区分 (品種)		キザキノナタネ キラリボシ・ナナシキブ ぎらぎら銀河 ペノカのしずく	その他の 品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

(参考) 平均交付単価

【算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10a当たり生産費 (直近3年平均)} \times \text{単収 (直近7年中最高・最低を除く5年の平均)}}{\text{販売価格 (直近5年中最高・最低を除く3年の平均)}}$$

対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,930	はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,630	でん粉原料用 ばれいしょ(円/t)	課税事業者向け単価	14,280
	免税事業者向け単価	6,340		免税事業者向け単価	9,160		免税事業者向け単価	15,180
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,810	大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,430	そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	16,720
	免税事業者向け単価	6,160		免税事業者向け単価	9,840		免税事業者向け単価	17,550
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	4,850	てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	5,070	なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,710
	免税事業者向け単価	5,150		免税事業者向け単価	5,290		免税事業者向け単価	8,130

※面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

③免税事業者であることの確認方法等

基本ルール

免税事業者であることの判断は、2年前(2期前)の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。

後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合は、本交付金は全額不交付・返還となります。

確認に必要な書類

個人	○2年前(※)の確定申告書(写)等 ※令和7年産の申請の場合、令和5年分 ○営農開始後2年以内の方は、個人事業の開業・廃業等届出書(写)等
法人 (人格なき 社団含む)	○2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等 ○設立初年度の方は、法人設立届出書(写)等 ○設立2期目の方は、法人設立届出書(写)等 及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等

※免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。

確認書類の提出期限

令和7年6月30日までに交付申請書(様式第1号)に添付して提出してください。

なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1ヵ月程度要するもの(税務署が再発行するもの等)もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施されます。

(1) 交付対象者

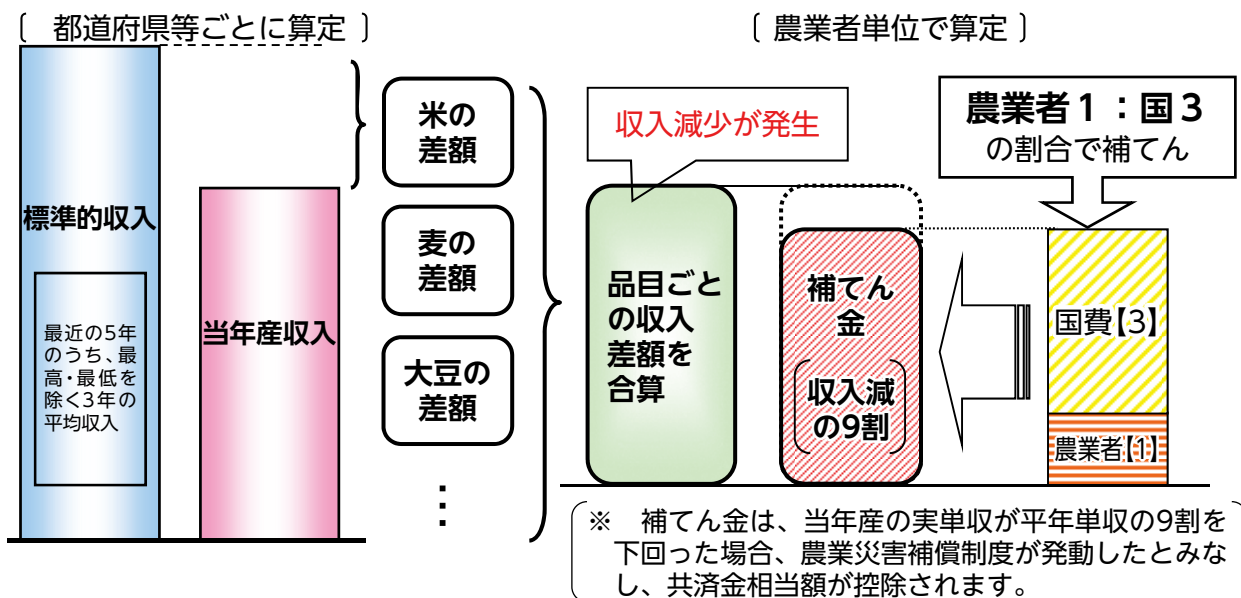
- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）。

(2) 交付対象品目

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(3) 補てん額

- 当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんされます。
国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。



収入保険・農業共済との関係

〈収入保険〉
→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です

又は

〈農業共済〉
→自然災害等による収獲量の減少を補償

+

〈ナラシ対策〉
→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます(重複加入はできません)。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※収入保険についての詳細は、44～45ページを参照してください。

4 認定農業者・集落営農への支援

認定農業者になりましょう!!

主な支援策

- ☐ 経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)が受けられます。
対象は認定農業者等で、規模要件はありません。
- ☐ 日本政策金融公庫の長期低利融資が活用できます。
- ☐ 農地や農業用機械等の取得の際に税制優遇が受けられます。

より効率的な経営に向けた計画作りをサポートしますので、最寄りの申請窓口へお問い合わせください。

農業経営を営む区域		申請窓口
単一市町村の区域内		市町村
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県
	複数都道府県にまたがる	地方農政局※

※複数の地方農政局の管区にまたがる場合は、住所の所在地を管轄する地方農政局

集落営農を組織して地域の農業を守りましょう!!

集落営農のメリット

経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)や収入保険制度に加入できるとともに、次のようなメリットがあります。

1. 構成員の能力、体力に応じた役割分担が可能となり、作業の効率化が進みます。
2. 次の取組によりコスト低減が図られます。
 - 機械の共同利用や作業の共同化
 - 種苗、肥料、農薬の一括購入

ナラシ対策の加入要件を緩和

集落営農は、次の2要件を満たすものが対象です。

- ① 組織の規約の作成 ② 対象作物の共同販売経理の実施

なお、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱います。(最寄りの市町村にご相談ください)

※ゲタ対策も同じ要件となります。

5 水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、飼料用米、加工用米等の作物を生産する農業者を支援します。

1 交付対象者

販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農

2 支援内容

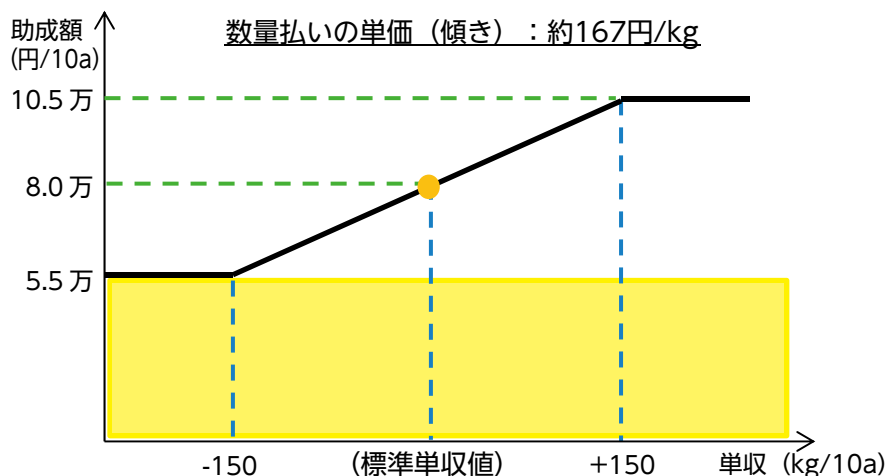
(1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円／10a ^{※1}
WCS用稲	80,000円／10a
加工用米	20,000円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円／10a ^{※2}

※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は1万円/10aで支援。

※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和7年度は標準単価7.0万円/10a（5.5～8.5万円/10a）。令和8年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

<飼料用米（多収品種）、米粉用米の交付単価のイメージ>



- ・数量払いによる助成については、農産物検査又は農産物検査によらない手法（販売伝票などによる確認）による数量の確認を受けていることが条件とされます。
- ・標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

(2) 産地交付金

- 地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定します（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、地域の取組に応じた追加配分により交付（下表参照）します。

対象作物等	取組内容	交付単価
そば・なたね	作付の取組（基幹作のみ）	20,000円/10a
新市場 開拓用米	作付の取組（基幹作のみ）	20,000円/10a
	3年以上の複数年契約※	10,000円/10a
地力増進 作物	作付の取組（基幹作のみ） 有機栽培や高収益作物等への転換に 向けた土づくりの推進	地域協議会ごとに設定

※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

(3) 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）を支援。

(4) 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

- 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入（畑作物の場合は導入・定着に向けた取組も含む）を行う場合に、取組面積に応じて支援します。
- ① 畑作物産地形成促進事業
 - ・ 対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
 - ・ 支援単価：4万円/10a（令和8年に畑地化する場合は4.5万円/10a）
 - ② コメ新市場開拓等促進事業
 - ・ 対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用専用品種）
 - ・ 支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

6 令和7年度 産地交付金(府設定分)の基本方針

1. 基本的な考え方

需要に応じた生産の推進

～「京都ブランド」と「戦略作物」の生産維持や拡大を支援～

2. 府設定・地域設定の考え方

■府は「京都ブランド」及び「戦略作物」に特化した設定を行い、需要に応じた作物の生産振興に取り組む担い手を支援する

■地域は、それぞれ特色ある地域振興品目や担い手に対し、きめ細やかな支援を行う

3. 水田収益力強化ビジョンにおける各品目振興の考え方

<「京都ブランド」の生産拡大>

■紫ずきん・京 夏ずきん

高い需要と収益性のある府重点推進品目として、地域ブランド維持のため、生産振興を図る。

■小豆・黒大豆

京の老舗和菓子業界等実需者からの要望に対応し、需要に応じた生産を推進する。

特に集落営農組織を中心に大規模栽培や省力化技術の普及を図り、乾燥調製や集出荷の効率化を進める。また、近年の高温・小雨等による収量低下に対応するため、栽培方法の見直しやブロックローテーションによる2年・3年作の体系の再構築、土づくりなど気象変動に強い栽培環境づくりなどの対策を講じる。

■京の輝き

主食用米の長期的な需給状況と価格が見通せない中で、継続的な需要が見込める加工用米の生産面積維持を推進するとともに、土づくりや栽培技術の徹底により、単収・品質向上を図る。

■小麦

実需者からの高い要望に対応するとともに、単収・品質向上に向けた取組を支援する。

<戦略作物の生産拡大>

■加工用米(京の輝き以外の品種も含む加工用米の総計)

酒造用や味噌用など、加工用米を使用する京都の食品メーカーとの結び付き強化により、生産拡大に取り組む。

■WCS用稲

亀岡以北において専用機械を整備してきたところであり、畜産農家と結びついて生産性の向上や契約栽培に取り組む生産者を支援する。

■青刈りとうもろこし

府内産飼料への需要の高まりを受け、畜産農家と堆肥利用による耕畜連携を進めるとともに、生産性の向上に取り組む生産者を支援する。

<担い手への支援・環境にやさしい農業の普及・定着>

■担い手への支援

需要に応じた作物の生産振興(府設定の助成対象)を通じて、経営基盤の強化や地域農業の振興に取り組む担い手を支援する。

■地力増進作物

緑肥を利用し、次作のための土づくりに取り組む生産者を支援する。

7 令和7年度 産地交付金(府設定分)の概要

府設定のほか、地域農業再生協議会単位で、独自に地域振興作物等に支援を行う場合があります。

「京都ブランド」の生産拡大

対象品目	当初単価 (上限単価)	助成要件
■紫ずきん・京 夏ずきん	4,000円/10a (7,000円/10a)	●京都こだわり栽培指針に基づき栽培し、出荷されたもの
■小豆	8,000円/10a (11,000円/10a)	●1.5ha以上の栽培面積を有していること (特定農作業受託を含む)
■黒大豆	8,000円/10a (11,000円/10a)	●生産性向上の取組<次のいずれかを満たすもの> ア：堆肥または土壌改良材散布による土づくり イ：額縁明きょ設置や深耕等による排水対策
■京の輝き	①9,000円/10a (14,000円/10a) 新規 ②10,000円/10a (17,000円/10a)	●10a以上の栽培面積を有していること ①●種子更新を行い、240 kg (8袋) 以上の加工用米 (京の輝き) の出荷契約を締結していること ●府酒造連(組合)への出荷 ②<次のいずれかを満たすもの> ●生産者と実需者等との間で複数年契約(2年間以上)を締結した場合、その契約面積に応じて(当該年度に限る) ●契約数量に応じた面積に対して、2割増以上の面積(加工用途以外)を作付けする
■小麦	2,000円/10a (5,000円/10a)	●品質向上のため、開花期に追肥を行うこと ※開花期の肥効をねらった元肥や追肥を含む

戦略作物の生産拡大

対象品目	当初単価 (上限単価)	助成要件	要件変更
■加工用米 ※「京の輝き」以外の品種も含む加工用米の総計	11,000円/10a (16,000円/10a)	<次のいずれかを満たすもの> ●加工用米出荷契約数量を、前年産数量以上とする ※区分管理は、取組計画面積を前年産以上とする	
■WCS用稲	① 5,000円/10a (8,000円/10a) ② 9,000円/10a (12,000円/10a)	●堆肥または土壌改良資材散布による土づくり ① 生産性向上の取組<次のいずれかを満たすもの> ア：多収品種の導入 イ：堆肥散布による土づくり ウ：発酵促進剤の利用 ② 生産者と実需者等との間で複数年契約(3年間以上)を締結した場合、その契約面積に応じて助成(当該年度に限る)	
■青刈りとうもろこし	6,000円/10a (9,000円/10a)	●生産性向上の取組 額縁明きょ設置や深耕等による排水対策	
■WCS用稲・ 青刈りとうもろこし	3,000円/10a (6,000円/10a)	●耕畜連携の取組 粗飼料生産水田への堆肥散布等	

担い手への支援・環境にやさしい農業の普及・定着

対象品目	当初単価	助成要件
■担い手への支援	1,000円/10a	●上記府設定の助成対象であり、かつ対象品目を単一で1ha以上作付けしている認定農業者・集落営農・認定新規就農者(基幹作のみ)
■地力増進作物	5,000円/10a	●対象作物をすき込み後に、R7年度府設定の交付対象品目を作付け(すき込みはR7年度中に行う)

※ 単価及び助成要件は、国の承認を受けて正式決定となるため、現時点では未確定の内容です。
各品目の上限単価は、国からの追加配分があった場合に適用される可能性のある最大の交付額です。
※ 国の地域の取組に応じた追加配分は、R7年度も継続。

そば・なたね、新市場開拓用米:20,000円/10a 新市場開拓用米の複数年契約:10,000円/10a
地力増進作物:配分を受けた地域協議会ごとに設定(上限20,000円/10a)

8 令和7年度 水田活用の直接支払交付金 組み合わせ（試算）図（国＋府）

※品目によって、各種交付金を積み上げて受領することができます。

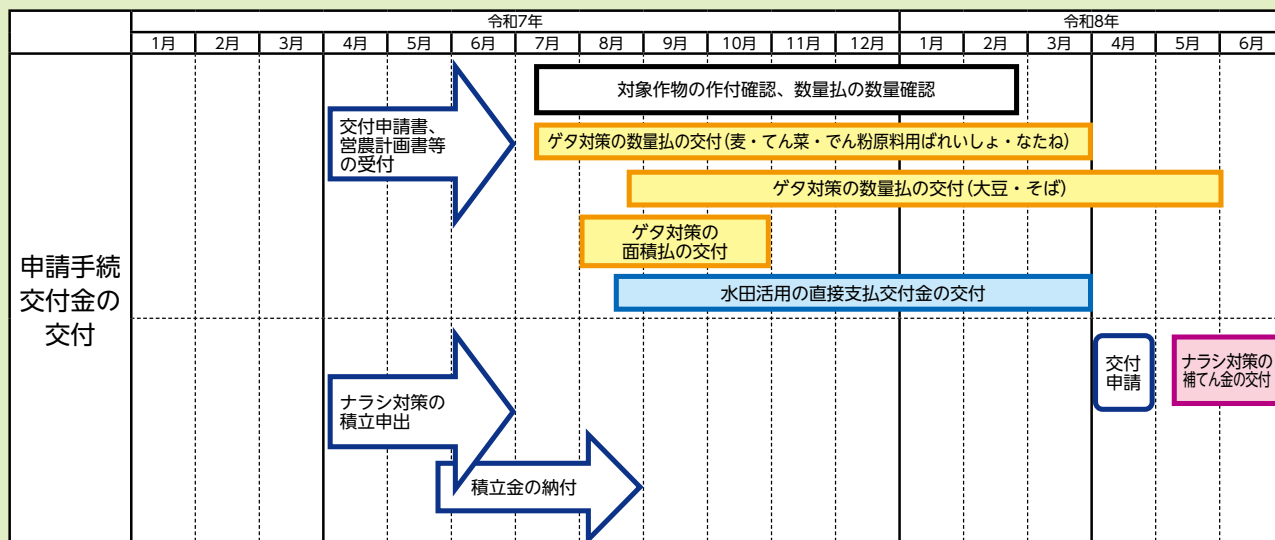
下図の交付金のほか、各地域農業再生協議会において、地域振興品目等へ独自に助成内容を設定されている場合、さらに加算があります。

紫ずきん・ 京 夏ずきん	府 4,000 円	府 1,000 円 (担い手)	計：5,000 円 / 10a		
小 豆	府 8,000 円 (1.5ha以上＋ 生産性向上の取組)	府 1,000 円 (担い手)	計：9,000 円 / 10a		
黒 大 豆	国 35,000 円 戦略作物	府 8,000 円 (10a以上)	府 1,000 円 (担い手)	計：44,000 円 / 10a	
加工用米	国 20,000 円 戦略作物	府 9,000 円 (京の輝き・ 地産地消)	府 10,000 円 (京の輝き・ 安定生産支援)	府 11,000 円 (作付維持又は 土づくり)	府 1,000 円 (担い手) 計：51,000 円 / 10a
小 麦	国 35,000 円 戦略作物	府 2,000 円 (品質向上)	府 1,000 円 (担い手)	計：38,000 円 / 10a	
WCS用稲	国 80,000 円 戦略作物	府 5,000 円 (生産性向上)	府 9,000 円 (複数年)	府 3,000 円 (耕畜連携)	府 1,000 円 (担い手) 計：98,000 円 / 10a
青刈り とうもろこし	国 35,000 円 戦略作物	府 6,000 円 (生産性向上)	府 3,000 円 (耕畜連携)	府 1,000 円 (担い手)	計：45,000 円 / 10a

※今後府は、国の予算枠に応じて、交付単価が調整される場合があります。

9 経営所得安定対策関連交付金の交付スケジュール等

(1) 交付金に関するスケジュール（予定）



(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

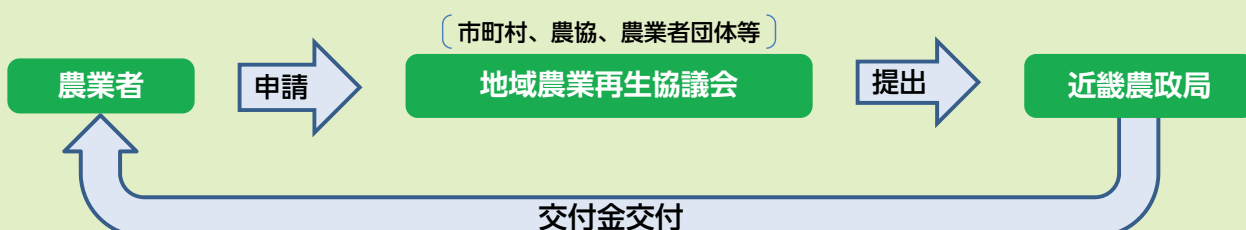
農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地域農業再生協議会に提出してください。（加工用米及び新規需要米の取組計画書の変更を行う場合は、8月20日までに変更後の営農計画書を提出してください。）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立申出）を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期（予定）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） | |
| ア 面積払 | : 生産年 8月～10月頃 |
| イ 数量払 | : 生産年 7月～生産年翌年5月頃 |
| ② 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） | : 生産年翌年5月～6月頃 |
| ③ 水田活用の直接支払交付金 | : 生産年 8月～生産年翌年3月頃 |

(4) 経営所得安定対策の交付ルート



令和7年産から加工用米及び新規需要米の取組に係る手続きが変わります！

変更の目的

需要に応じた米の生産が定着する中で、令和6年度において端境期における主食用米の一時的な品薄が生じるなど、需給環境に変化が生じています。このような状況から、国としては、よりきめ細かな情報提供を行うこととして、毎年産の各産地における作付動向の公表において、面積情報を提供することとしています。

これと併せて、需要に応じて各産地の作付動向を踏まえた加工用米及び新規需要米の取組の変更に係る対応ができるよう見直しを行います。

主な変更点

- 6月末までに提出された取組計画について、8月 20 日までの変更を受け付けます。
ただし、**以下の条件を満たす場合に限り**ます。
6月末までに提出した取組計画の変更であること（7月以降の新規受付けは行いません。）
6月末までに提出した取組計画における需要者との契約変更に係る同意が得られていること
- このほか、加工用米及び新規需要米に係る実績報告等の簡素化や認定通知の廃止等を行う予定です。

変更にあたっての留意点

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領では、需要者との販売契約において契約不履行による違約事項を契約に含めることを求めています。

変更申請に当たっては、加工用米や新規需要米の需給に混乱を生じさせるような生産者側からの一方的な契約破棄は認められません。

主な質問

Q1.需要者の同意はどのように行うのでしょうか？

- ・ 変更の届出に需要者の同意に係る記入欄を設ける予定です。
- ・ このほか、契約書において需要者との同意が確認できる場合には、当該契約書の提出に替えることが出来ることとする予定です。

Q2.変更手続きを行わずに主食用に販売した場合にはどうなりますか？

- ・ 加工用米及び新規需要米の用途限定米穀については、事前に農林水産大臣の承認を受けない限り、決められた用途に出荷し、販売し、使用されなければなりません。
- ・ 仮に主食用への不正流通による食糧法違反が確認された場合は、氏名、住所及び違反事実が公表される場合があります。
- ・ また、経営所得安定対策等交付金について、当該交付金すべて（ゲタ、ナラシ、水活）の不交付又は返還が求められる場合があります。

Q3.なぜ7月以降の新規申請を認めないのですか？

- ・ 取組計画の変更は、需要に応じた生産が定着する中で、各産地の作付動向が明らかになった時点で、各用途の供給量の調整が必要になることを考慮し、需要者の同意を前提に受け付けることとしています。
- ・ 需要に応じた安定的な生産を行うためには、需要者との結び付きが重要であり、6月末までに需要者と契約を締結いただくことが基本であることから、7月以降の新規の受付けは行わないこととしています。

お問い合わせ先

近畿農政局生産振興課 TEL：075-414-9020

【参考】「施設園芸セーフティネット構築事業」のご紹介

省エネ化とセーフティネットで 燃料価格高騰に備えましょう

- ✓ 国と農業者で積立てを行い、燃料価格高騰時に補填金をお支払いします
(自身の積立金の2倍を限度に補填)
- ✓ 補填に使用されなかった皆様の積立金は、事業終了後に還付されます
(掛け捨てではありません)

加入要件

- ☐ 施設園芸農家 **3戸以上**※又は農業従事者 **5名以上**で構成する農業者団体等
※同一県内の3戸以上の農家
- ☐ **3年間**で燃料使用量を**15%以上削減**する計画(省エネルギー等推進計画)の作成

対象燃料

施設園芸(野菜、果樹、花きの栽培)の用に供する**A重油**、**灯油**、**L Pガス**、**L N G**

基準単価、積立コース

A重油 : 88.9円/L L Pガス : 115.5円/kg
灯油 : 94.2円/L L N G : 58.2円/m³

(注意) 記載単価は令和6事業年度のものであり、年度ごとに変更されます。

補填積立金

積立金
= 積立単価 × 年間燃料購入予定数量 × 1/2

(例)

A重油を年間10,000L購入予定の方が130%コースに申し込む場合
 $26.7 \times 10,000 \times 1/2 = 133,500$ 円

対象期間

10月から**翌6月**までの間から選択

積立コース	積立単価			
	A重油	灯油	L Pガス	LNG
115%コース	13.3円/L	14.1円/L	17.3円/kg	8.7円/m ³
130%コース	26.7円/L	28.3円/L	34.7円/kg	17.5円/m ³
150%コース	44.5円/L	47.1円/L	57.8円/kg	29.1円/m ³
170%コース	62.2円/L	65.9円/L	80.9円/kg	40.7円/m ³

補填金 = 補填単価※1 × 当月燃料購入数量 × 70%※2

補填単価は、積立コースにかかわらず、同額です

※1 補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格

※2 価格急騰時等には、100%に引き上げられます。

京都府農業再生協議会(京都府農林水産部農産課) TEL: 075-414-4967

京都府山城広域振興局農商工連携・推進課: TEL 0774-21-2392

京都府中丹広域振興局農商工連携・推進課: TEL 0773-62-2743

京都府南丹広域振興局農商工連携・推進課: TEL 0771-22-0371

京都府丹後広域振興局農商工連携・推進課: TEL 0772-62-4305

(参考) 日本型直接支払制度

農業の多面的機能の維持・発揮のための
地域活動や営農活動に対して支援します
～ 日本型直接支払制度 ～

日本型直接支払制度の概要



日本型直接支払制度は、平成 27 年度から法律に基づき実施されています。

多面的機能支払

農地維持支払

交付単価例 : 3,000円/10a (田)

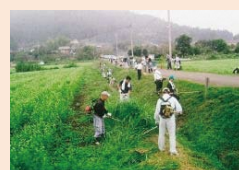
多面的機能を支える共同活動※¹を支援します。

※¹

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



- ① 農業者のみの活動組織でもOK(非農業者の参加を要件としない)
- ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援するなど、農業者が取り組みやすい制度です。



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

交付単価例 : 2,400円/10a (共同活動) 田
4,400円/10a (長寿命化) 田

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動※²を支援します。

※²

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払

交付単価例 : 21,000円/10a (田・急傾斜)

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援します。



中山間地域の田

環境保全型農業直接支払

交付単価例 : 5,000円/10a (緑肥の作付け)

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。



緑肥の作付け

(参考)京のむらづくり推進事業

1 年目

投じる労力や資金の
「選択と集中」

集落カルテ作成
集落内外での話し合い

2-5 年目

適正な規模かつ合理的
な地域運営体制を構築

地域共同活動の
省力化・合理化

省力化のための
基盤整備

地域運営
連携体形成

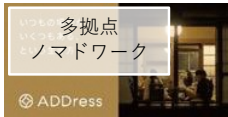
6-8 年目

新たな人材を起爆剤に

9-10 年目

「むら」の新たな価値を
創造

地域活力づくり
民間企業等と連携した
イノベーション



農村地域再構築推進事業

※京都府単独事業

住民生活への影響を極力抑えつつ既存の地域共同活動の省力化を図るため、活動の棚卸・再編・合理化と近隣集落との連携に向けた話し合いを京都府がサポート

●内容

- ・地域の現状の見える化
- ・地域の仕事（村役・共同活動）の棚卸し
- ・将来人口規模に合わせた地域共同活動の再編、合理化プランの作成
- ・合理化プランに基づき共同活動を省力化・合理化するまでの取組を支援



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援

◆交付率：定額 ◆補助対象期間：最大3年間

◆補助上限額：1,000万円（年基準額）×事業年数



参加型住民（地域外ファン）づくり事業

地域共同活動などにコミュニティの一員として参画する参加型住民を増やすために地域が実施する活動等を支援

◆交付率：定額 ◆補助対象期間：最大3年間

◆補助上限額：1団体当たり20万円※大学連携の場合40万円

地域活力づくり事業

※京都府単独事業

将来ビジョンに基づき、地域の活力維持・強化に資する地域おこし活動や地域課題の解決に繋がる取組を支援

◆補助率：1/2※過疎化高齢化集落を含む地域運営組織は2/3以内

◆補助対象期間：最大3年間

◆補助上限額：1地区当たり450万円

農山漁村発イノベーション対策

将来ビジョンに基づき整備する、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等に対する支援に、府上乗せ補助を行う

◆補助率：5.4/10以内等 ※整備内容により異なる

◆補助上限額：1団体当たり20万円※大学連携の場合40万円

お問い合わせ先：山城広域振興局農林商工部地域づくり振興課
南丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課
農林水産部農村振興課

0774-21-2186
0771-22-0153
0773-62-2505
0772-62-4316
075-414-4900

(参考) 農地耕作条件改善事業

※令和6年度の内容であり、令和7年度は支援の要件や内容が変更になる場合があります。

農振農用地区域内において、農地の集積を進めるため、^{あん きょ}暗渠排水や区画拡大等の生産基盤の条件整備を支援します。

＜小さなものでも、いつでもすぐに支援します＞

- 農地の面積にかかわらず実施できます
- 申請は年に1度ではなく、複数回受け付けます(いつでも申請可)

農地の改善や、営農の定着に向けた支援



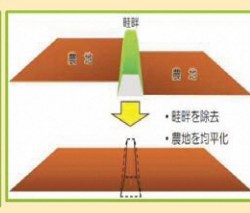
用水路の改修



暗渠排水



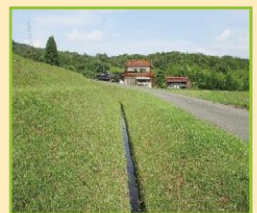
水田の自動水管理



区画拡大



農作物被害防止柵
(右下の写真は防風ネット)



防草シートの設置
(写真はカバープランツ)



排水改良等の作業機(補助暗渠)の導入
(写真左はカットドレーン、写真右はサブソイラ)※



除草機器の導入



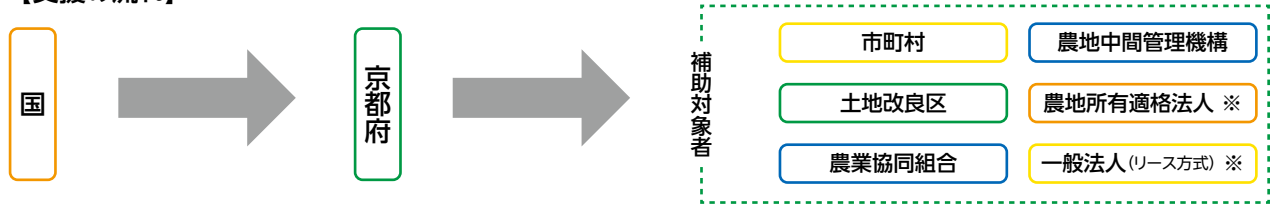
果樹棚の設置

＜支援(補助)の要件＞

- 対象農地は、農振農用地のうち地域計画策定区域、生産緑地等
- 受益者は、農地所有者(出し手)を含めて2者以上。
- 総事業費が200万円／件以上。
※基盤整備による工事等で200万円以上となること
- 補助率:対象経費の2分の1以内等

※定率支援の場合には、国の補助金に、京都府・市町村の任意の補助を加え、残りが補助対象者の負担となります。

【支援の流れ】



※代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めがある団体であって、認定農業者等のうち、地域計画の目標地図に位置付けられていること。

＜申請に当たっての留意事項＞

本事業の申請に当たっては、**京都府農地中間管理機構から農地を借り受ける[※]ことが必要**です。まずは、市町村・農業委員会等にご相談ください。また、京都府、近畿農政局にもお気軽に電話にてご相談ください。

※借り受けにより経営面積が拡大すること。担い手同士の農地交換も可能。

(参考)

収入保険に加入すると リスクに対し経営のバランスが保てます！

農業経営には、さまざまな経営リスクが潜んでいます。リスクが重なると、日頃のリスク管理では経営のバランスが保てなくなります。

リスク管理のひとつとして、収入保険への加入をご検討ください。



収入保険の補償の範囲



その他、様々なリスクに対して幅広く補償します。

- ・ 青色申告を行っている農業者が収入保険に加入できます。
- ・ 自ら生産した農産物を対象に、経営努力では避けられない収入減少を補償します。
- ・ 保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。
(最高補償の場合)
- ・ 保険料、付加保険料(事務費)の**50%**、積立金の**75%**が国庫補助されます。

※インターネット申請や、自動継続特約の付帯により割引を適用できます。

掛金シミュレーション⇒

詳しい内容については、次ページの下記に記載しております連絡先より
お近くの京都府農業共済組合へお問い合わせください。



(参考)

ハウス経営なら園芸施設共済で備えよう

近年頻発する暴風や大雪などから、大切な作物を守るため、農業用ハウスの備えは大切です。ハウス経営なら園芸施設共済で備えましょう。

- ・ 特定園芸施設（農業用ハウス）が台風や大雪などで災害に遭った場合に補償します。
- ・ 特定園芸施設本体を対象とした補償に下記のものを選択により補償対象に加えることができます。
- ・ 掛金の半分を国が負担します。（復旧費用を除くすべてのオプション契約には国の補助があります。）

※その他、補償を手厚くするプランもありますので、ご相談ください。

- ・ 農業用ハウスの施設内で栽培する農作物は、収入保険に加入できます。

基本契約

特定園芸施設 [本体+被覆材]

内部で農作物を栽培するための、プラスチックハウス、ガラス室、雨よけ施設、多目的ネットハウス



オプション(追加)契約

附帯施設

暖房施設、換気施設、かん水施設、自動制御施設など



施設内農作物

施設内で栽培されているトマト・キュウリ・ホウレン草等の農作物



施設内農作物は
収入保険で補償！

撤去費用

被害を受けたハウス本体の解体や廃材の撤去・処分に要する費用



復旧費用

ハウス本体と附帯施設が対象
損壊したハウスの復旧に要した費用(被覆材は対象外)

施設は園芸施設共済、農作物は収入保険の セット加入をお勧めします

農業保険に関する相談窓口

NOSAI京都 ホームページ : <https://www.kyoto-nosai.jp>

山城支所

〒610-0362 京田辺市東古森21番地の8
TEL:0774-62-8611 FAX:0774-62-8629

中丹支所

〒623-0051 綾部市井倉新町中畠23番地
TEL:0773-42-8800 FAX:0773-42-1051

京都支所

〒622-0041 南丹市園部町小山東町溝辺21番2
TEL:0771-63-2951 FAX:0771-63-2955

丹後支所

〒627-0011 京丹後市峰山町丹波小字反無515番地の3
TEL:0772-62-6521 FAX:0772-62-6795



NOSAI京都 (京都府農業共済組合 本所)

〒604-0842 京都市中京区押小路通烏丸東入西押小路町115番1
TEL:075-222-5700(代) FAX:075-222-5701

「京都府みどりの食料システム基本計画」と「京都府みどり認定」(概要)

1 本計画の策定背景

本計画は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)」に基づき京都府農林水産ビジョンが目指す施策の方向性を踏まえ、農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保に向けて、国産有機質肥料への転換など輸入原料に過度に依存しない循環型農業の推進を図ります。

2 計画期間 5か年(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで)

3 環境負荷低減に関する目標

環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数、有機農業の取組面積等の指標を定めています。

【京都府の目標】

指 標	基準(令和3年)	目標(令和9年)
環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数(名)	(エコファーマー※ 729)	1,000
環境にやさしい農業の取組面積(ha)	2,160	3,000
うち 有機農業の取組面積(ha)	295	400

※エコファーマーは法の廃止に伴い、令和9年度で終了。

4 環境負荷低減事業活動の内容

環境負荷低減事業活動として推奨する取組の類型、環境負荷の低減水準を定め、下記のいずれかに取り組む活動計画の認定「京都府みどり認定」を行います。

【対象の取組】

- 1号活動：土づくり、化学肥料や化学農薬の使用を低減する取組を一体的に行う事業活動
- 2号活動：温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
- 3号活動：農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

【計画作成～申請～認定～実施までの流れ】

- ①制度の活用、取組内容の検討(設備投資の際の所得税・法人税の優遇、無利子融資等の貸付けなど)
- ②実施計画の作成(経営概況、取組内容、目標など)
- ③認定申請書、実施計画の提出(前年度の栽培履歴、1号活動は取組ほ場の土壌診断結果)
- ④京都府による実施計画の審査、認定、認定者へ認定通知
- ⑤毎年度の実施状況報告(翌年6月末まで)

【京都府みどり認定のロゴマーク】

環境負荷低減事業活動によって生産された農林水産物の認知度向上と高付加価値販売を目的に、京都府みどり認定を受けた農林漁業者が使用できるマークを新たに作成しました。



5 特定区域を定める場合における当該特定区域の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

令和7年1月に京都府において初めて、亀岡市全域と南丹市園部、八木地域を特定区域として決めました。特定区域とは地域ぐるみで行われる環境負荷低減事業活動を促進する区域であり、特定区域内では国庫補助事業の優遇等のメリットがあります。

- (1) 亀岡市全域(活動類型:有機農業の生産活動)
- (2) 南丹市園部、八木地域(活動類型:環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動)

「京都府みどりの食料システム基本計画」の詳細や「京都府みどり認定」に係る実施計画の記載例や申請、マークの申請等については、府HPをご参照ください。

府HPリンク:<https://www.pref.kyoto.jp/nosan/midorikeikaku.html>



